

東京電力ホールディングス株式会社への要請について

1 日 時 令和2年12月24日(木)午後3時10分から午後3時15分まで

2 場 所 東京電力福島第一原子力発電所新事務本館内

3 概 要 東日本大震災から10年の節目を迎えるにあたり、放射性物質の影響を受けている隣県として、福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水対策や損害賠償について、知事から東京電力ホールディングス株式会社へ要請を行ったもの。

4 内 容

(1) 廃炉について

- ・周辺環境への配慮や作業の安全性確保をしながら、計画に基づき廃炉作業を進めること。

(2) 損害賠償について

- ・風評による損害や風評払拭に係る経費について、その実態に応じて迅速かつ確実に賠償すること。

(3) 放射性物質汚染廃棄物について

- ・現在もなお処理が終わっていないが、本県にも直に足を運び、実状を把握しながらしっかりと責任を果たすこと。

(4) A L P S 処理水について

- ・国民から不信感や不安感を抱かれることがないよう、A L P S 処理水の管理に万全を期すとともに、正確な情報を継続的に発信するなど、誠実かつ丁寧に取り組むこと。